

2-6. 応急仮設住宅に設置される浄化槽の取り扱い

応急仮設住宅に設置される浄化槽についても、その他の浄化槽と同様、適正な施工ならびに維持管理が求められる。

被災地に建設される応急仮設住宅について、その生活排水を浄化槽で処理する場合がある。この工事に際して、多くの場合、工事期間、敷地条件、資材・機材の調達等において様々な制約を受けることとなる。そのため、地上設置や半地下埋設等の平常時と異なる工事が行われる場合がある。

一方、応急仮設住宅の浄化槽であっても、その他の浄化槽と同様に、処理機能の維持に向けた適正な保守点検、清掃の実施ならびに法定検査の受検が必要となる。これらを安全に実行するためには、維持管理の作業性に配慮した施工が求められる。

加えて、地上設置等によって外気温の影響を受けやすくなることから、冬期の水温低下による処理機能の悪化が懸念される。このため、特に寒冷地において地上設置された浄化槽については、水温低下の防止策が別途必要とされる。

こうしたことを受け、東日本大震災における応急仮設住宅に設置された浄化槽に関して整理された情報を事例集に示した。これは、応急仮設住宅に設置された浄化槽の出荷状況、施工上・使用上の留意事項、設置事例等についてとりまとめられたものである^{【参考文献⑬】}。